

判決年月日	平成27年11月26日	担当部	知的財産高等裁判所 第4部
事件番号	平成26年(行ケ)10234号		
○ 商標法50条所定の「使用」は、当該商標がその指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されるものではない。			

(関連条文) 商標法50条, 2条3項2号

(関連する権利番号等) 商標登録第0602699号, 取消2014-300062号

判 決 要 旨

1 「アイライト」の片仮名を横書きして成る本件商標（商標登録第0602699号。指定商品：第11類「電球類及照明器具」）の不使用を理由として本件商標の商標登録の取消しを求める審判の請求について、審決は、被告が、平成23年10月12日付けで、本件商標が付された個装箱で包装したメタルハイドランプ水中灯を納品した行為（本件行為）を認定し、同行為をもって、審判の請求の登録前3年以内に日本国内において、商標権者である被告が上記請求に係る指定商品について、本件商標と社会通念上同一ということのできる商標を使用していたことを証明したものと認められるから、本件商標の登録は、商標法50条の規定により取り消すことはできない旨判断した。

2 原告は、①被告が提出した証拠から本件行為を認定することはできない、②本件商標は、本件行為当時、被告が販売していたメタルハイドランプ水中灯について、出所表示機能を果たしておらず、本件行為は、商標法50条所定の「使用」の事実該当しないとして、前記審決には、商標法50条所定の使用の事実を認定した点において誤りがある旨主張した。

これに対し、本判決は、証拠によれば、本件行為を認定することができるとした上、概要、以下のとおり、本件行為は、商標法50条所定の「使用」の事実該当すると判断して、原告の請求を棄却した。

本件行為は、商標法2条3項2号所定の「商品の包装に標章を付したものを譲渡」する行為であるから、商標法50条所定の「使用」の事実が認められる。

商標法50条の主な趣旨は、登録された商標には、その使用の有無にかかわらず、排他独占的な権利が発生することから、長期間にわたり全く使用されていない登録商標を存続させることは、当該商標に係る権利者以外の者の商標選択の余地を狭め、国民一般の利益を不当に侵害するという弊害を招くおそれがあるので、一定期間使用されていない登録商標の商標登録を取り消すことについて審判を請求することができるというものである。

上記趣旨に鑑みれば、商標法50条所定の「使用」は、当該商標がその指定商品又は指定役務について何らかの態様で使用されていれば足り、出所表示機能を果たす態様に限定されるものではないというべきである。

また、前記メタルハライドランプ水中灯を包装した個装箱に貼付されたラベルには、本件商標である「アイライト」の文字が鮮明に読み取ることができる態様で記載されていることなどから、本件行為当時、メタルハライドランプ水中灯につき、「アイライト」が出所表示機能を果たしていなかったということとはできない。

以上によれば、原告の前記主張は、採用できない。